

31 年金定期積金「健寿」

2026年2月2日現在

商品名	・年金定期積金「健寿」(スーパー積金)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫で公的年金(国民年金,厚生年金,共済年金)をお受け取りいただいている個人のお客さま。国民年金基金、厚生年金基金等は対象とはなりません。 ・当金庫に公的年金の受け取りをご指定いただいた個人のお客さま。(新たに請求手続きされる場合、概ね6か月以内に年金が振込まれる方。) <p>この定期積金の契約期間中、当金庫で継続して年金を受取りいただける事が条件になります。</p>
契約期間	・1年
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・払込は毎月とします。 ・1回の掛金 10,000円以上 ・1,000円単位
契約上限	・なし
販売期間	2026年2月2日(月)～2027年3月31日(水)
払戻方法	・満期日以降に一括して給付契約金をお支払いいたします。
利息(給付補てん金) (1)適用金利 (2)給付補てん金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約日における店頭表示利回りに0.3%を上乗せした年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補てん金は満期日以降に一括して支払います。 ・給付補てん金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、給付補てん金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 <p>※2037年12月31日までに受け取るお利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金からの自動振替による掛け込みもできます。 ・マル優のお取り扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 <p>※初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通預金利率。</p>
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は、店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談窓口(9時～17時、電話:072-621-9363)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割り計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となる預金で元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・この定期積金は年金受取口座のある店舗でお取り扱いいたします。 ・この定期積金のお預け入れはお1人様1店舗といたします。

北おおさか信用金庫